

産業建設常任委員会審査日程

日 時 令和元年12月6日（金）
午前10時～
場 所 第1委員会室

審査内容

- 1 議案第101号 山陽小野田市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について（水道）
- 2 議案第91号 令和元年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第3回）について（公営）
- 3 議案第97号 山陽小野田市工場設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について（商工）
- 4 議案第90号 令和元年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1回）について（農林）
- 5 議案第102号 字の区域の変更について（農林）
- 6 議案第98号 山陽小野田市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について（土木）
- 7 議案第86号 令和元年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算（第1回）について（都市）
- 8 議案第99号 山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について（都市）
- 9 議案第103号 町及び字の区域並びにその名称の変更について（都市）
- 10 議案第93号 令和元年度山陽小野田市下水道事業会計補正予算（第1回）について（下水）
- 11 議案第100号 山陽小野田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について（建築）

令和元年第4回 12月定例会

産業建設常任委員会提出資料

令和元年12月6日提出

令和元年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第3回）

令和元年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第3回)

左欄の※の項目が、今回の補正により変更となったもの。

1 開催に係る収支

【単位 千円】

①	項 目	歳 入	歳 出	備 考
	本場開催発売金	8,155,847		
	入場料収入	3,600		
	場外事務協力費	407,179		
	その他収入	37,017		事故金、雑入、貸付収入
②	義務的経費			義務的経費の合計：5,815,938千円
	払戻金		6,640,744	
	JKA交付金		175,184	うち1.2号交付金の合計：134,904
	公営競技納付金		10	
③	開催経費			開催経費の合計：2,145,763千円
	賞典費		521,044	
	事務協力費		634,193	
	返還金		100,000	
	その他開催経費		830,526	その他開催経費
	(収益保証)		60,000	
④	その他支出			
⑤	包括的民間委託料		620,000	※日本写真判定
⑥	合 計	8,603,643	8,581,701	
	(A) 歳入 - 歳出		21,942	

2 開催以外に係る収支

⑦	項 目	歳 入	歳 出	備 考
	基金繰入			
	財調基金繰入金	0		
	施設改善基金繰入金	50,210		※設計委託料へ充当
	財政調整基金利子	4		
	施設改善基金利子	19		
	(収益保証)	60,000		
⑧	リース料		76,713	
	設計委託料		50,210	
	地域公益企業		15,000	
	財政調整基金積立金		5	
	施設改善基金積立金		20	
	固有経費		38,435	職員人件費他
⑨	合 計	110,233	180,383	
	(B) 歳入 - 歳出		▲70,150	

3 重勝式に係る収支

⑩	項 目	歳 入	歳 出	備 考
⑩	4重勝単勝式勝車投票券発売金	2,499,019		4重勝単勝式に係る勝車投票券発売収入
⑪	義務的経費			
	払戻金		1,730,499	4重勝単勝式に係る勝車投票券払戻金
	返還金		26,880	4重勝単勝式に係る勝車投票券返還金
	JKA交付金		19,106	4重勝単勝式に係るJKA交付金
⑫	開催経費			
	開催場負担金		16,729	4重勝単勝式に係る共同開催場への負担金
	特別拠出金		234,854	4重勝単勝式に係る全国小型自動車競走施行者協議会への拠出金
⑬	発売業務委託料		296,658	4重勝単勝式に係る発売業務受託者への委託料
⑭	施設改善基金積立金		93,873	
⑮	財政調整基金積立金		0	
⑯	合 計	2,499,019	2,418,599	
	(C) 歳入 - 歳出		80,420	

4 ミッドナイトレースに係る収支

⑰	項 目	歳 入	歳 出	備 考
⑰	勝車投票券発売金	1,265,000		ミッドナイトレース開催に係る勝車投票券発売収入
⑱	義務的経費			義務的経費の合計：902,500
	払戻金		875,000	
	JKA交付金		27,500	#REF!
⑲	開催経費			開催経費の合計：361,203
	賞典費		65,154	
	返還金		15,000	
	その他開催経費		281,049	その他開催経費
⑳	施設改善基金積立金			
㉑	財政調整基金積立金		1,297	
㉒	合 計	1,265,000	1,265,000	
	(D) 歳入 - 歳出		0	

合 計 (A) + (B) + (C) + (D)		32,212
小型会計歳入歳出合計	12,417,895	12,417,895

債務解消額(リース料)	76,713
単年度収支額	32,212
2つの債務解消額(E)	108,925
基金増補合計額(F)	44,985
実質収支改善額(E+F)	153,910

「山陽小野田市工場設置奨励条例の一部改正について」

【経済部商工労働課】

【工場設置奨励条例の種類】

○優遇制度

(1) 工場設置奨励金

対象工場に係る固定資産税総額の一部相当額分を3年間交付
(各年度1億円限度)

(2) 雇用奨励金

本市住民を常用雇用した場合1人につき20万円、帰市就職者はさらに20万円加算

(3) 従業員住宅新設奨励金

住宅に係る固定資産税額相当額分を3年間交付

※対象工場の設置が、新設・増設の場合であり工場の操業に併せて従業員住宅を1団の土地に6戸以上建設した場合

(4) 用地取得奨励金

土地開発公社等が分譲する小野田・楠企業団地に土地を取得して工場を設置した場合、土地取得価格の40/100(限度額なし)を交付

(※山口県も同額を交付(「産業団地取得補助金」))

※土地を取得した日から3年以内に工場の操業を開始すること。

【改正の理由】

- ・ R区画進出企業が、3年以内に操業を開始することができなくなった。小野田・楠企業団地の共同所有者である県とともに、事情を聴取し、設備を製造するメーカーの倒産が原因であることを確認した。
- ・ 山口県の「産業団地取得補助金」は、上記のようなことが発生した場合に、原因を審査して、事業者の責めに帰さない理由であることが認められれば延期できる。
- ・ 企業が、小野田・楠企業団地に進出した際の用地取得代に対する80%の補助金は山口県と連携して実施している事業であり、補助金の取り扱いも県と歩調を合わせる必要があるため、このたび条例の改正を実施する。

【参考】

○小野田・楠企業団地

分譲率 56.2% (防災用地含まず)

残りの区画 6区画

(うち2区画は半区画)





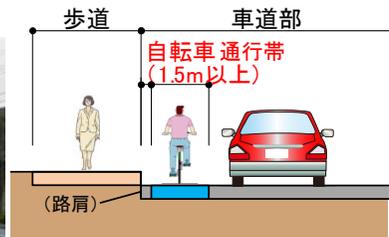
背景・必要性

- 過去10年間で、交通事故件数全体が約4割減少する中、自転車対歩行者の事故件数は約1割の減少にとどまっており、歩行者・自転車・自動車が適切に分離された自転車通行空間の整備が重要。
- 用地上の制約から、自転車道の整備は全国的に進んでおらず、幅員がより狭くてすむ自転車専用通行帯（道交法に基づく通行区分の指定）について、道路構造令に新たに「自転車通行帯」として位置付け、自転車通行空間の整備を加速する必要。
- **4月25日施行済。**

改正概要

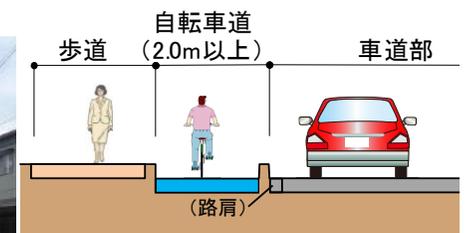
- 歩行者・自動車から自転車の通行を分離する必要がある場合には、自転車通行帯を設置。
- ただし、自動車との関係で自転車の安全性を確保する必要がある設計速度60km/hの道路には、引き続き、車道との間を工作物により分離した自転車道を設置。

【自転車通行帯】(新たに規定)



※やむを得ない場合においては
1.0mまで縮小することができる。

【自転車道】



※やむを得ない場合においては
1.5mまで縮小することができる。

効果

- 用地確保の観点から自転車道の整備が困難であった道路においても自転車通行空間の整備の可能性が拡大。

議案第 99 号 山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

建築物省エネ法認定制度（性能向上認定）手数料一覧

下線部：今回の改正箇所

単位：円

建物 種別 (計算 法)	区分 非住宅、戸建住宅：延べ面積(m ²) 共同住宅：戸数(戸)		認定申請手数料 (円/件) ※1		変更認定申請手数料 (円/件) ※2		
			適合証の 添付あり	適合証の 添付なし	適合証の 添付あり	適合証の 添付なし	
			非 住 宅	モデル建 物法基準	～300 未満	10,000	98,000
300～500	27,000	170,000			14,000	86,000	
標準入力 法基準	～300 未満	10,000		173,000	5,000	87,000	
	300～500	27,000		300,000	14,000	151,000	
住宅 (詳細な評 価方法)	戸建	～200 未満	5,000	39,000	3,000	21,000	
		200～	5,000	43,000	3,000	23,000	
	共同(戸)	共用部を含む	～4 以下	10,000	237,000	5,000	119,000
			5～15 以下	20,000	269,000	10,000	135,000
		共用部を除外	～4 以下	<u>10,000</u>	<u>129,000</u>	<u>5,000</u>	<u>65,000</u>
			<u>5～15 以下</u>	<u>20,000</u>	<u>161,000</u>	<u>10,000</u>	<u>81,000</u>

※1 複数棟の建築物について申請する場合の手数料の金額は、当該計画に係る建築物ごとに算定した額を合算した額とする。

※2 複数棟の建築物に係る計画の変更を申請する場合の手数料の金額は、変更が行われる建築物ごとに算定した額を合算した額とする。ただし、当該計画に新しく追加される建築物については、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の規定により算定する。

議案第99号 山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

建築物省エネ法認定制度（基準適合認定）手数料一覧

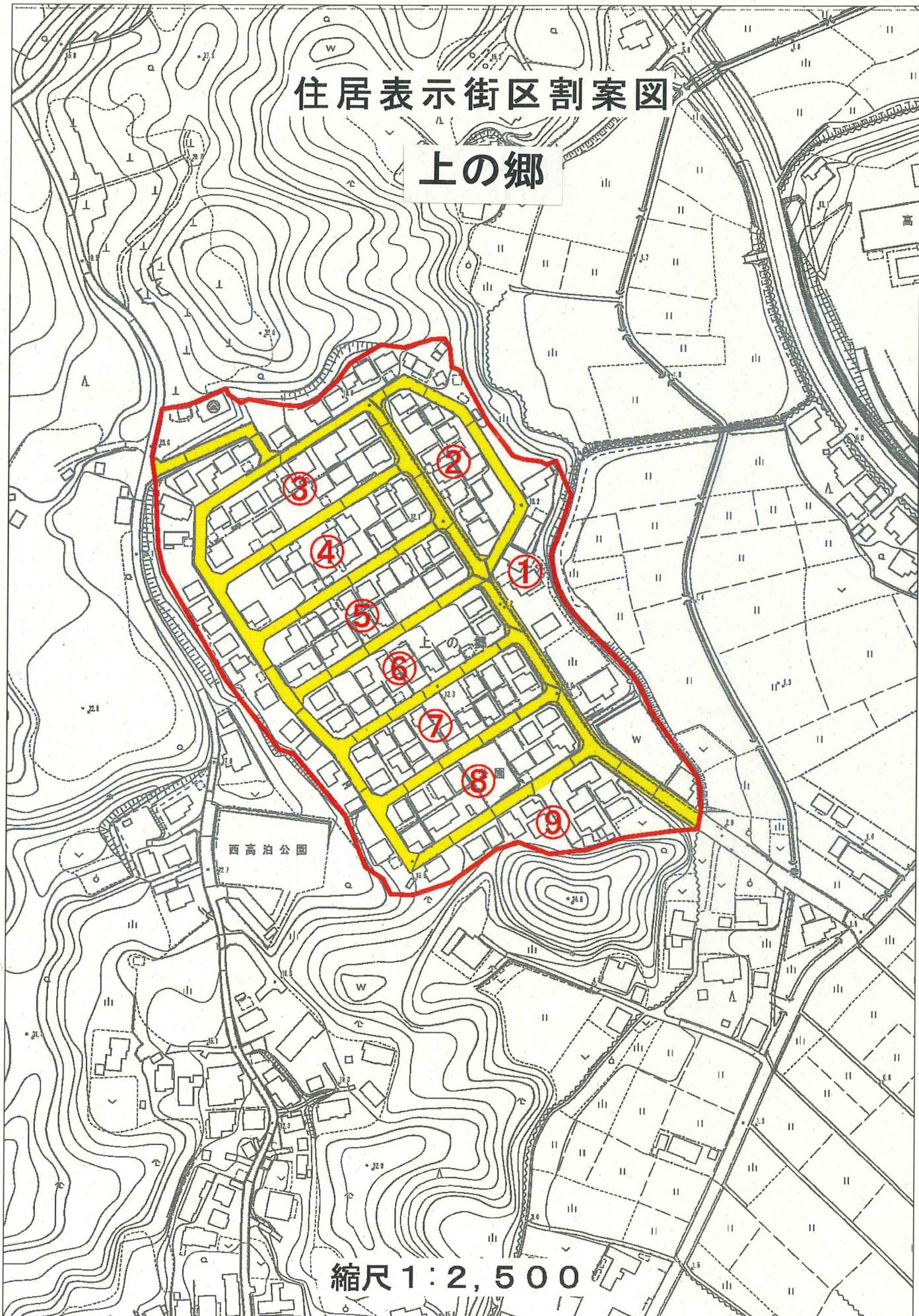
下線部：今回の改正箇所

単位：円

建物種別 (計算法)	区分 非住宅、戸建住宅：延べ面積(m ²) 共同住宅：戸数(戸)		認定申請手数料 (円/件)		
			適合証の 添付あり	適合証の 添付なし	
非住宅	モデル建築物法基準	～300未満	10,000	98,000	
		300～500	27,000	170,000	
	標準入力法基準	～300未満	10,000	173,000	
		300～500	27,000	300,000	
住宅 <small>(詳細な評価方法)</small>	戸建	～200未満	5,000	39,000	
		200～	5,000	43,000	
	共同(戸)	共用部を含む	～4以下	10,000	237,000
			5～15以下	20,000	269,000
		共用部を除外	～4以下	<u>10,000</u>	<u>129,000</u>
			5～15以下	<u>20,000</u>	<u>161,000</u>
住宅 <small>(簡易評価方法)</small>	戸建 <small>(モデル住宅造)</small>	～200未満	<u>5,000</u>	<u>21,000</u>	
		200～	<u>5,000</u>	<u>22,000</u>	
	共同(戸) <small>(ラロア入力法)</small>	共用部を含む	～4以下	<u>10,000</u>	<u>102,000</u>
			5～15以下	<u>20,000</u>	<u>117,000</u>
		共用部を除外	～4以下	<u>10,000</u>	<u>58,000</u>
			5～15以下	<u>20,000</u>	<u>76,000</u>

住居表示街区割案図

上の郷



縮尺 1 : 2,500